	⑹　（注４） ⑺　（注１）（注２） ⑻　（注１）（注２） ⑼　（注１）（注２）	（注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
３　再免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２） ⑶　（注１）（注２） ⑷　（注１）（注２） ⑸　（注１）（注３） ⑹　（注１）（注４） ⑺　（注１）（注２） ⑻　（注１）（注２） ⑼　（注１）（注２） ⑽　（注１）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 （注２）　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 （注３）　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 （注４）　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39　38の欄の（別紙）は、次によること。

［⑴～⑶　略］

⑷　別紙⑷は、次の様式により記載すること。

［表略］

［（注１）～（注３）　略］

（注４）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なもの（代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員が一の法人又は団体の代表権を有する特定役員又は常勤の特定役員の地位を兼ねる場合及び複数の特定役員が一の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる場合における当該一の法人又は団体に係るものを含む。）を（注３）に準じて記載すること。

［（注５）・（注６）　略］

［⑸～⑼　略］

40　39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

⑴　衛星基幹放送局等

小数点第３位を四捨五入して小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が３分の１未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して33.33％となり、四捨五入する前の割合が３分の１未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、

３　［同左］	［同左］	［同左］

39　［同左］

［⑴～⑶　同左］

⑷　［同左］

［表同左］

［（注１）～（注３）　同左］

（注４）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを（注３）に準じて記載すること。

［（注５）・（注６）　同左］

［⑸～⑼　同左］

40　39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。

⑴　［同左］

［同左］